

京都市告示第107号

平成4年12月2日付けで認可した向川原町自治会，平成19年6月14日付けで認可した灰方町自治会，平成24年6月4日付けで認可した大原勝林院町町内会，平成14年6月13日付けで認可した桜坂自治会，平成18年3月1日付けで認可した紫野西大徳寺南部町内会，平成28年7月21日付けで認可した左京区讚州寺町内会について，地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により，告示された事項に変更があったとして届出があったので，同条第10項の規定により，次のとおり告示します。

平成29年5月2日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 向川原町自治会

(1) 代表者の氏名

変更前	変更後
小林 勝	土田 巳三夫

(2) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市伏見区深草向川原町39番地の13	京都市伏見区深草向川原町39番地の20

2 灰方町自治会

(1) 代表者の氏名

変更前	変更後
山上 義嗣	山口 憲司

(2) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市西京区大原野灰方町844番地	京都市西京区大原野灰方町474番地

3 大原野勝林院町町内会

(1) 代表者の氏名

変更前	変更後
安井 哲	藤井 宏全

(2) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市左京区大原野勝林院町 5 7 7 番地	京都市左京区大原野勝林院町 1 8 7 番地

4 桜坂自治会

(1) 主たる事務所の所在地

変更前	変更後
京都市左京区岩倉長谷町 7 2 1 番地の 1	京都市左京区岩倉長谷町 6 6 2 番地の 1 1

(2) 代表者の氏名

変更前	変更後
植山 春昭	太田 伸也

(3) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市左京区岩倉長谷町 7 2 1 番地の 1	京都市左京区岩倉長谷町 6 6 2 番地の 1 1

5 紫野西大徳寺南部町町内会

(1) 主たる事務所の所在地

変更前	変更後
京都市北区紫野大徳寺町 6 7 番地の 6 0	京都市北区紫野大徳寺町 6 7 番地の 2 6

(2) 代表者の氏名

変更前	変更後
北野 秀樹	北尾 保

(3) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市北区紫野大徳寺町 6 7 番地の 6 0	京都市北区紫野大徳寺町 6 7 番地の 2 6

6 左京区讃州寺町内会

(1) 代表者の氏名

変更前	変更後
辻川 太一郎	浅井 良隆

(2) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市左京区富小路通仁王門下る讃州寺町218番地	京都市左京区富小路通仁王門下る讃州寺町212番地

(文化市民局地域自治推進室)